

RJC48 評議会等規則

2019年8月12日 RJC48 評議会決定

私たち RJC48 評議会の構成員は、2011年に RJC48 を設立し、設立以来継続的に本会の運営に主体的に参画してきました。ここに本会の執行体制整備のために、「RJC48 評議会等規則」を定めます。なお、本評議会は別表に掲げる者で構成される合議体です。

第1条 評議会の権限

- 1 評議会は、以下の業務を行います。
 - (1) RJC48 の運営の基本方針の決定
 - (2) 会員の入退会の決定
 - (3) RJC48 の諸規則の決定
 - (4) 審議委員（第2条）および管理執行者（第3条）の任命
 - (5) 決定事項等の会員への周知公表
- 2 前項の評議会の決定等は、構成員の過半数の同意を経るものとします。

第2条 審議委員

- 1 評議会は、前条に定める業務の遂行にあたり、会員として原則5年以上継続して主体的に RJC48 に参画しかつマンション管理組合理事として通算5年以上の経験のある者の中から、以下のいずれかの要件を満たした者を審議委員として任命し、意見を聴取することができます。
 - (1) マンション管理の啓蒙効果のある意見交換会、研修会を企画または主催し、もしくはこれらの講師として貢献した者
 - (2) マンション管理実務に関する有資格者
- 2 前項のほか、評議会は、法曹資格を持つ会員を法務審議委員として、会計又は税務資格を持つ会員を財務審議委員として任命することができます。

第3条 管理執行者

評議会は、会員の入退会その他会員管理に関する事務執行を行うための管理執行者を任命することができます。

第4条 審議委員等の公表

評議会は、前条までに定める審議委員等を任命したときは、速やかに会員に周知公表します。

別表 評議会の構成員

應田 治彦、桜井 賢一、平澤 裕二、中原 幹郎

RJC48 審議員および管理執行者リスト

2018年4月11日評議会決定

RJC48 評議会は、RJC48 評議会等規則第2条および第3条に基づき、以下の者を任命しました。

記（五十音順）

（審議委員）

志村 仁、星野 芳昭、堀尾 喜代、村松 栄一

（法務審議委員）

梶浦 明裕、桃尾 俊明

（財務審議委員）

田名部 深雪